

平成19年5月18日から

平成19年5月18日まで

標 茶 町 議 会
第3回臨時会会議録

於 標茶町役場議場

平成19年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第 1 号（5月18日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
議長の常任委員辞任について	4
報告第 2 号 専決処分した事件の承認について	4
報告第 3 号 専決処分した事件の承認について	9
報告第 4 号 専決処分した事件の承認について	11
報告第 5 号 専決処分した事件の承認について	13
報告第 6 号 専決処分した事件の承認について	16
議案第 2 8 号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程追加の議決	23
議案第 2 9 号 副町長の選任について	23
日程追加の議決	24
議員提案 3 号 広報調査特別委員会の設置について	24
閉会中の申し出	26
諸般報告	26
閉議の宣告	26
閉会の宣告	26

平成19年標茶町議会第3回臨時会会議録

○議事日程

平成19年5月18日（金） 午前10時01分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議長の常任委員辞任について
- 第 5 報告第 2 号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 報告第 3 号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 4 号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 報告第 5 号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 報告第 6 号 専決処分した事件の承認について
- 第10 議案第28号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加 議案第29号 副町長の選任について
- 追加 議員提案3号 広報調査特別委員会の設置について
- 諸般報告

○出席議員（18名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- 町 長 池田裕二君
- 副 町 長 及川直彦君
- 総務課長 玉手美男君

平成19年標茶町議会第3回臨時会会議録

企画財政課長	森山	豊君
税務課長	中居	茂君
管理課長	今敏	明君
住民課長	妹尾昌之	之君
農林課長	牛崎康人	人君
商工観光課長	佐藤啓一	一君
育成牧場長	表武之	之君
水道課長	山口登	登君
建設課長	井上栄	栄君
病院事務長	蛭田和雄	雄君
やすらぎ園長	臼井好和	和君
教育長	吉原平	平君
教育管理課長	島田哲男	男君
社会教育課長	藤岡克己	己君
農委事務局長	牛崎康人	人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦	彦君
議事係長	中島吾朗	朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(鈴木裕美君) ただいまから第3回臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時01分開会)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(鈴木裕美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、標茶町議会会議規則第116条の規定により、議長より
1番・田中君、 2番・黒沼君、 3番・越善君、
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長(鈴木裕美君) 日程第2、会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(鈴木裕美君) 日程第3、行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。
町長・池田君。

- 町長(池田裕二君) (登壇) 第3回臨時町議会の開催にあたりまして、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例について議決をいただきたいことと、専決処分をいたしました平成18年度標茶町一般会計並びに標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計、標茶町老人保健特別会計、標茶町土地区画整理事業特別会計、標茶町介護保険事業特別会計の5会計の補正予算についてご報告申し上げ、その承認をいただきたく本臨時会を招集したものでありま

す。

続いて、行政報告をいたします。

第2回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

以上で、こん臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般報告は、印刷配布のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般の報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 10時06分

再開 午前 10時07分

（副議長 平川昌昭君議長席に着く。）

◎議長の常任委員の辞任

○副議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

鈴木議長から、議長は、その職席上、どの委員会にも出席する権限を有し、可否同数における採決権など、議長の固有の権限を考慮するとき、常任委員会に委員として所属することは、不適當であるとの理由により、厚生文教委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議長の厚生文教委員の辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、鈴木議長の厚生文教委員の辞任を許可することに、決定いたしました。

◎報告第2号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、報告第2号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 報告第2号の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成18年度標茶町一般会計補正予算（第7号）の専決処分であり

ます。

歳出につきましては、各款・項にわたり経費節減に努めた結果、不要額を生じたものについて、決算に近い形で減額補正措置をさせていただきました。

歳出の主な減額につきましては、農業用水道受託事業30,000千円、学校教育施設整備事業10,670千円、道営基幹水利施設補修事業11,612千円、重度心身障害者医療費4,238千円、自立支援介護給付費7,231千円、食材供給施設運営費9,604千円、中小企業資金貸付金40,000千円、除雪費対策費52,501千円、職員給与費等34,006千円などであります。

また、他会計の繰出につきましては、減額するものとしたしましては、病院事業会計負担金・補助金で20,000千円、老人保健特別会計繰出金3,783千円、下水道事業特別会計繰出金6,500千円、介護保険事業会計繰出金で7,000千円となっており、国民健康保険事業事業勘定特別会計繰出金7,786千円と、区画整理事業特別会計繰出金3,155千円は追加となっております。

基金等の積立につきましては、備考組合納付金149,048千円、町営住宅整備基金積立金9,564千円などを計上いたしました。

歳入につきましては、町税をはじめとして各種譲与金、交付金、地方交付税及び国・道支出金、地方債等の補正を行ったところであります。

その結果、補正額は143,130千円を減額し、最終予算額は9,328,296千円となったところであります。

なお、地方債につきましては最終決定額が15,000千円の減額となりましたので、あわせて補正を行ったところであります。

本件は議会を招集する暇がなかったため、3月31日をもって、専決処分をさせていただきますので、ご理解賜り、ご承認のほどお願い申し上げます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第2号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるといふものであります。

専決処分書。

平成18年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

上記事件は、議会を召集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分をする。

それでは、別紙予算書をもとに説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

平成18年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）。

平成18年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143,130千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,328,296千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい説明をいたします。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

7ページをお開きください。

地方債補正であります。

起債の目的、1. 過疎対策事業。補正前の限度額38,800千円から、虹別61線改良で600千円を減額し、38,200千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以下、同じでありますので省略をさせていただきます。

2. 一般公共事業債、補正前の限度額、44,600千円から農業農村整備では7,000千円の減、財源対策債等で4,500千円の減、計11,500千円を減額し、33,100千円とするものであります。

3. 臨時地方道整備事業につきましては、補正前の限度額184,400千円から、ふるさと農道緊急整備100千円の減、地方特定道路整備100千円の減、計200千円減額し、184,200千円とするものであります。

5. 公営住宅建設事業につきましては、補正前の限度額72,000千円に400千円を追加し、72,400千円とするものであります。

6. 義務教育施設整備事業につきましては、補正前の限度額2,800千円から小学校講堂防音事業として600千円を減額し、2,200千円とするものであります。

10. 災害援護資金貸付金につきましては、該当者がなかったためすべて減額であります。合計で申し上げますが、15,000千円を減額し、補正後の限度額は663,100千円となります。

次に、56ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書であります。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、報告第2号の内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） このあと、任務がなりますと聞けないと思いますので、いくつかお伺いしたいというふうに思います。

33ページの老人福祉費の、委託料の部分、業務委託料が減額になっておりまして、当初予算から見ますとかなり落ちておりますので、その中身についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、41ページ、ゴミ処理施設の対策費ですね。これにつきましても執行分が147千円ということで、かなりの額が執行されていないままになっておりますので、それについての中身をお伺いしたいというふうに思います。

それからもう一点、54ページ、学校教育施設基金の部分の支消33,000千円の予算で3分の1が残っているというか、執行残になりましたので、その中身についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 33ページの老人福祉費、業務委託料の1,735千円の主な内訳ですけれども、これは宅配給食サービスが当初予定したより、希望者が非常に少なかったということで、減額の措置をとらせていただきました。

それから、41ページのゴミ減量化推進補助金、これにつきましても当初相当数のものを予定していたわけですけれども、補助申請が少なかったということで減額させていただいておりますけれども、ちなみに電動処理機につきましては3件、コンポスト等については6件ほどの補助の実績ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

54ページの学校教育施設の整備基金費の工事緒請負費の関係でございますが、当初の予定額33,000千円に対しまして23,820千円ということで、減額が9,800千円となっております。当初の計画からいいますと、学校教育施設の中で、改修する場合には、ある程度大きな部分での改修を見込んだ中でのわけですが、昨年、耐震の関係もございまして、非常に先行き不透明中で、緊急度の度合いの部分、主に中心に行ってきた経過がございます。

その部分では、大きな部分で、緊急の地域要望のありました塘路教員住宅の改修が大きな部分で占めておりますが、そのほか幼稚園あるいは磯分内小学校等の、非常に危険と申しますか、子どもたちに危険の可能性のあるような応急措置を含めての、度合いでの改修によって支出しておりますので、大きな執行残となったわけでありまして。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 総括に入らない程度にお伺いしたいと思うのですが、先ほど宅配サービス、それから電動処理の部分で、かなり宅配についても利用者が少なかったと。それから電動のほうについても、申込みが少なかったという部分で、原課として、その理由について、どのようにとらえられているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 原課として、一つは宅配サービスにつきましては、以前から全町くまなくということで、地域は拡大したわけですが、なかなか希望者といいますか、少ないということで、それと、そういう意味からしますと、老人の一人世帯ですとか、老人世帯だけの、日常の生活実態等も把握するというような意味合いも含めて、宅配サービスを始めているというふうにも考えておりますけれども、そういう面では、そういう世帯については、一定度、宅配サービスで現状の中で、18年度を見ますと月平均20件から25件の範囲内で推移しておりますので、一定度、そういう方たちにはサービスはできているのではないかと。ただ、実態として、私も詳細にはつかめておりませんが、その辺はまた今後、18年度の実績を踏まえて、当初予算で予定していた件数等がいかなかったことについては、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、ゴミ処理機の補助の部分ですけれども、一つは、電動処理機については、かなり高価な部分があるということで、なかなかのびなやんだ、当初予定した件数には、いないのではないかとというふうにとらえております。

それから、その他コンポスト等については、今まで分別含めて、かなり町内会等のご協力等いただきながら、全町的にはかなり広まってきているということもございまして、その辺は、今後、そんなに多い数にはいたっていないと。一定度、コンポスト等については普及しているのではないかとというふうにとらえているところです。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

なければ、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 23ページの4項2目、雑入の再生利用費、売払い金について、550千円、どのようなものがあつたのかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 再生利用費の売払い金の、増額の補正でございますけれども、これにつきましては、リサイクルということで、非常に、住民の皆さんがたの、ご協力を現在、いただいているところであります。

今回、550千円の増額の中身でございますけれども、主に今回増えましたのは、雑誌、いわゆる週単位で出るような雑誌類、それからダンボール類、それからペットボトル、それからアルミ缶。こういったものが非常に回収で量が増えまして、今回、最後に550千円

という金額を補正させていただいたということでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

なければ、第2条 地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎報告第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6、報告第3号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 報告第3号の内容について、ご説明いたします。

本件は、平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）であります。歳出につきましては、一般被保険者及び退職者被保険者等の療養給付費の精査、歳入につきましては、国民健康保険税及び療養給付費交付金の精査を行い、決算の数値に近づけるため、補正予算（第3号）として、補正措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する暇がなかったことから、平成19年3月31日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第3号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページです。

専決処分書。

平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、予算書に基づき、説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

平成18年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,595千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,211,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明をさせていただきます。

9 ページをお開き下さい。

（以下、補正予算書に基づき説明のため省略）

2 ページへお戻りください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきたいと思っております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入・歳出予算の補正。歳出一括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入一括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 一点だけです、聞かせていただきたいのですが、一般会計から7,000千円の補正をして、110,000千円、112,000千円ですか、くらの、繰入金になりましたけれども、ルール分と、それからまた法律分の関係もありますけれども、それらのからみとして、今後これ、見通し的にはどのようになっているのか。今、知り得る範疇で結構ですけれども、その辺、どうお考えになっているのか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 一般会計からの繰入金の関係でございますけれども、18年度におきましては、法定分で82,200千円ほど、ルール分で30,000千円ほどという内訳になっております。

今後の見通しということでございますけれども、法定分につきましては医療給付費が、額が決まる分、それから職員等の人件費等によって、若干、変動はあると思っておりますけれども、こういう現在の流れになっていくのではないかとというふうに考えております。

それから、今回の臨時会に、提案がございます、関係がありますけれども、平成20年の4月1日から75歳以上の方につきましては、後期高齢者医療制度というふうになってきます。

これらのことについては、まだ詳細はつかめていない部分がありますけれども、これらのちょっと動向によっては、ここに影響が出てくる部分もあるかなど、いうふうに考えておりますし、それから、現在、18年度に限っていいますと、診療報酬等の改定等がなかったものですから、医療費総体はそんなに伸びておりませんが、ただ、診療報酬の改定によって、かなりこれが変わってくるといいますか、そのところが、一番変動が大きくなるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7、報告第4号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 報告第4号の内容についてご説明いたします。

本件は、平成18年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第3号）であります。医療給付費の動向と公費負担割合の変更による精査を行い、決算の数値に近づけるため、補正予

算（第3号）として、補正措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する暇がなかったことから、平成19年3月31日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告申し上げます、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第4号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページをお開きください。

専決処分書。

平成18年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする。

以下、予算書にしたがい説明いたします。

平成18年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第3号）。

平成18年度標茶町の老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,797千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ988,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい説明をいたしたいと思っております。

9ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため省略）

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより、質疑を行います。

歳入・歳出予算の補正。歳出一括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入一括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎報告第5号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8、報告第5号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長(井上 栄君)(登壇) 報告第5号の提案趣旨及び内容についてご説明させていただきます。

専決処分した事件の承認について、でございます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。というものでございます。

次のページでございます。

専決処分書。

平成18年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、内容につきましては、別紙補正予算書でご説明させていただきます。

平成18年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)。

本補正予算につきましては、歳入につきましては、保留地処分金と起債額の確定によります減額に伴って、他会計繰入金の増額であります。

歳出につきましては、本年度事業確定に基づく執行残による減額が主なものでございます。

1 ページをお開きください。

平成18年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）。

平成18年度標茶町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,074千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ427,539千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。というものでございます。

9 ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、内容が重複しますので、省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1. 鉄東土地区画整理事業、補正前の限度額126,400千円について400千円減額し、補正後限度額を126,000千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

12ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

以上で、報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより、質疑を行います。

第1条、歳入・歳出予算の補正。歳出一括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入・歳出予算の補正。歳入一括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 一点だけお伺いしますが、歳入の中で、保留地処分金の当初見込みより、2割ぐらい、かなり、7割減ということですか、約。この保留地処分については、そのまま、当初予定したよりもかなり減ですので、これは、次年度に向けて、どんなふう

な、処分に対しては、考えておられますか。その一点だけ。

○15番（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答え申し上げます。

保留地処分金につきましては、付保留地と一般保留地ございまして、それぞれ今年度につきましても、処分に努力してきているところでございますが、随時、精算に近づけるように状況を見ながら、それから整地状況含めまして、補正、これまでさせていただいてきたところでございます。

本年度の状況につきましては、……、ちょっと、すいません。……

当初、付保留地9件予定しておりましたが、そのうち2件の実績でございます。

以下につきましては、残りにつきましては、それぞれ隣接の方々のご事情等もございして、19年度に向けてさらに協議を重ねる部分、それから、地元から移転された状況の方々もいらっしやいまして、これからもう少し時間をかけなければならない部分、それぞれ事情を協議させていただいていきたいと思っております。

一般保留地につきましては、当初9件の予定でございましたが、残念ながら、売払いの実績はありませんでした。

広報等によりまして、いろいろとこれまでも、流しているところなのですが、今回、1件問合せがございましたが、実績に至りませんでした。

来年度に向けましても、これまで同様に広報等、積極的にお知らせする等、課内で努力してまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条 地方債の補正について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は、承認されました。

◎報告第6号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9、報告第6号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 報告第6号の内容についてご説明いたします。

本件は、平成18年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。保険事業勘定につきましては、サービス事業費の国、道の負担割合が改正されたことに伴う精査、介護サービス事業勘定につきましては、サービス事業費の精査を行い、決算の数値に近づけるため、補正予算（第4号）として、補正措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する暇がなかったことから、平成19年3月31日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第6号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次ページでございます。

専決処分書。

平成18年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

それでは、補正予算書に基づき、ご説明をいたしたいと思います。

平成18年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成18年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ591,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ473,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

以下、補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

11ページをお開き下さい。

(以下、補正予算書に基づき説明の説明のため省略)

2ページへお戻り願います。

「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに4ページの「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、今までの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

第1条 保険事業勘定、歳入歳出予算の補正。歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正。歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条 介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正。歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条 介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正。歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は、承認されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

◎議案第28号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第28号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第28号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成18年12月12日、第4回定例会で議決をいただいた「北海道後期高齢者医療広域連合規約」に基づく設立許可が、本年3月1日に北海道知事から出され、「北海道後期高齢者医療広域連合」が、即日設立されました。

また、3月5日には、初代広域連合長に網走市長大場脩氏が就任するとともに、広域連合議会議員選挙も5月1日に告示され、平成20年4月1日から創設される「後期高齢者医療制度」の円滑な実施に向けた諸準備が進められております。

このことから、高齢者の医療の確保に関する法律第49条に基づく特別会計の設置や北海道後期高齢者医療広域連合規約第4条ただし書に規定されております市町村が行う事務についても、今後、関係条例等の整備が必要になることから、後期高齢者医療に関する事務を住民課に分掌させるため、標茶町事務分掌条例の一部を改正したく提案するものであります。

以下、内容について、ご説明いたします。

議案第28号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次ページをお開き下さい。

標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例

標茶町事務分掌条例(平成15年標茶町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中住民課の項に次の1号を加える。

(9) 後期高齢者医療に関すること

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第28号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 法が決まって、少しずつ小出しに条例が固められていくということになってはいますが、内容が、いまいち進捗状況を含めて、不透明な部分が非常に多いので、いくつかについて、質問して、確かめたいと思うのですが、まず、最初に、来年度4月1日実施ということで、この時点での、この後期高齢者医療制度の対象者、これが本町にどのくらいいるのかと。それはまた、内容としては、国保やら、あるいは家族の扶養、健保やら、そういう一人一人が違う内容を持っているわけで、それによって、こうむるといったらあれですけども、条件が違いますよね。それで、それらに分けた人数は一体どういうふうになっているのか。

それから、その保険料負担の問題なのですけども、これもまだ全然明らかになっていないので、家族の扶養となっている人で、新たに保険料負担を求められるという人、こういう人は何人ぐらいいるのか。

それから、後期高齢者医療制度の事務局の進捗状況がどうなっているのかについてなのですが、連合に対する事務局員の派遣、本町であるのかなのか、それとも、近接の市町村で、それがいいのかどうかということ。保険料の予想ですね。厚生労働省で試算出しているのですが、本道は医療事情も悪いということもあって、厚生労働省の出した試算よりもずっと高くなるのではないかというな、ふうに思うのですけれども、これらは予想がつくかどうか。

それから、選挙がきょう告示で行われますよね。これについても、よく見えないのですよ。それで、例えば、池田町長は立候補されるのとか、その、どういう進捗状況になっているのか、どういう雰囲気でも物が、この選挙進んでいるのかと。これがはっきりしないと、例えば、標茶町の要望というのか、利用者の声というのか、この議会に反映されるわけですから、そういう意味では、その選挙が一体どうなっているのかということについて。

それから、保険料の支払の仕方等々について、もし、いま時点ではっきりしているのであれば、それを併せて、列挙していっちゃいましたけれども、わかる範囲で教えていただければというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今のご質問で、私どもに入っている情報も少ないものですから、答えていける部分について、お答えしたいと思いますけれども、一点目の、20年4月1日時点での対象者は、本町にとってどのくらいになるのかということに関しては、現在の老人保健医療保険制度に入っている被保険者が、ほぼ後期高齢者医療制度に移行す

るということをございまして、20年4月1日時点では、まだ予測しておりませんが、今年の3月末時点では、1,230人程度というふうにおさえております。

次に、管掌別になりますけれども、私どもで、現時点でおさえているのは3月末になりますけれども、国保で1,050人程度、それ以外ですけれども、国民健康保険の組合、それから政府管掌保険、組合健保、共済等があと残りという形になりますので、国保に加入者が非常に多いという、現在は、今、そんな管掌別ではなっております。

家族の扶養となっている部分ではというご質問でございましてけれども、今のところ私どもでは、移行する被保険者の洗い出しが、これから広域連合に対して本町分いくら、今ご質問ありました扶養等に入っている方等を含めて、これから保険料の徴収等に必要な資料を提出することになっておりますので、現時点では扶養となっている人数については、掌握をしておりません。

それから、後期高齢者医療制度の事務局の関係でございましてけれども、準備事務局のほうから、移行になっておりますけれども、現在、後期高齢者広域連合の派遣職員といたしましては、北海道から1名ですね。それ以外は、あと札幌市が中心になりまして、管内で事務局のほうに派遣していただいておりますのは、釧路市から一人というふうに、今はなっております。

それから、私どもも国の通達等が非常に遅れてございまして、準備の時間が非常に少なくなるというふうに、今、思っているわけですがけれども、4月の末に広域連合がございまして、初めて市町村の担当者の会議がございました。そこで示された今後のスケジュールについて、若干、ご説明したいと思いますけれども、6月を基準にいたしまして、保険料算定に係る資料等を広域連合のほうに提出いたしまして、広域連合では全道一律の保険料ということでございますので、9月をめどに保険料率の算定を行うというふうに、いまのところスケジュールではなっております。

10月に条例案を作成し、それぞれ条例等、広域連合での条例制定ということになりますので、そこで決まってくるということをございまして、北海道の場合どの程度になるのかということを含めて、私どもにまだ、広域連合を通じて情報等の提供は、まだない状況です。

あと、選挙の関係につきましては、私どもが入手している情報では、5月2日に告示がございまして、5月25日に候補者推選届出の受付を始めまして、5月31日には届出締切ということで、加入市町村の6月議会において、定数以上に立候補者があれば、各市町村の議会で、それぞれの区分にしたがって選挙を行うということでのスケジュールというふうに聞いております。

それから、保険料の支払の関係につきましては、これは広域、高齢者の医療確保に関する法律にも書かれているわけですがけれども、保険料の率は広域連合で定められまして、保険料を市町村から広域連合に納付する、いわゆる市町村が保険料を徴収するわけですがけれども、その納期等については、それぞれの市町村で条例を定めて徴収をしていくという、ことで聞いております。

ただ、全道、当初一律で納期等についても設定をしたいというふうに、広域連合の事務局のほうでは考えていたようでありませけれども、実際には、国保、介護含めて、それぞれ市町村ごとに、納期の設定の仕方が違うということもございまして、納期の設定については、それぞれの市町村の一番やりやすい方法でということで、今のところ広域連合のほうからは、情報としてきているということでございます。

私のほうからは、こういう、今のところ、私どもに入っている情報では、この程度ということになっております。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 補足してご説明したいと思いますけれども、選挙の関係でありますけれども、池田町長の立候補についてのお尋ねがありましたけれども、ただいまのところ、標茶町としての、この選挙に立候補する予定は、今のところございません。

ただいま説明ありましたように、5月2日告示されまして、推選がその前25日、31日締切という段階で動いております。

ご案内のように、広域的な、かなり広域的な、北海道一つの広域的な組織でありますから、その組織に向けてのあり方については、個別に行動をなかなかするというのも難しいといえますか、そういう中でいうと、一定程度、皆さんで協議しながらということが、今後、起きてくるのではないかなと。それと、市の段階からの議員さんの関係とか、町村からの関係があって、いわゆる懸念されています小規模自治体の意向の発言ということになりますと、単独でそれぞれ主張をするということも、大事でありますけれども、何とか大きな力にするためには、やはり皆さんとも相談をしながら、こういった組織の中にかかわっていくということも大事でありまして、今後、規定の期日までにそういうようなご相談等も、今後おきてくるのではないかなというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 池田町長の立候補を期待していたのですが、ならんということで、小規模自治体の要望、とりもなおさず、利用者、対象者の方々の声ですよね。これは、厚生労働省が約束をしていますよね、国会で。ちゃんとやると。だから、その保障が、今後どうなっていくのかということ、ちょっと知りたかったので、まだそこまでいっていないということなので、全体として、スケジュール的なことはおおざっぱにわかったのだけれども、来年の4月実施ということにかかわっては、いかにもその内容が不透明だと。だから、ものすごい利害がからむのですよね、利用者について。それで僕はどういうふうになっているのか、質問したのですけれども。ここまでわかった範囲以内で、町民のほうに、伝えていくという作業などは、スケジュールに入っているのですか。ちょっと聞きたいのですけど。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 今の情報状況については、先ほど説明したとおりであります。

したがって、私どもとしては、対象者の方々にきちとした説明責任があるわけがありますから、ただいまご指摘のように、情報がそれぞれ入手次第、皆さんにしっかりと説明はしていかなければならないと思いますし、前段、求められております、いわゆる被保険者の方々、あるいはそれを取り巻く世帯全体の皆さんのご心配を、どのように、そのところを説いて行くかということも、大事だというふうに思います。

ただ、総じていいますと、この制度そのものが、いわゆる小さな保険者ではなかなか難しくなっているということで、大きなくりにすることによって、何とか和らげるといふ、そういう期待を込めて、一方では動いてきた組織でもございますので、何とか、そういう当初の目標にあったような形で、制度が運営されるよう、結果、議員とならない場合でも、それぞれ町村会という場面を通じながら、本町の、あるいは被保険医者となるの方々、対象者の方々のご意見については、是非、そのルートとして、そういう道を確認しながら、実行してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいとします。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） よくわかりました。議論は6月にまわすとしまして、さっきの確かめなのですが、19年の3月時点で1,230人という数字は、これは来年4月現在で75になるような、なる方をも含めてなのか、あくまでも現時点で75歳なのか、そこだけちょっと。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 先ほどの1,230人というのは、19年3月末時点で75歳ということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は、原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時22分

◎日程の追加の議決

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま町長から急施事件として議案第29号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（ 副町長・及川直彦君退席。 ）

◎議案第29号

○議長（鈴木裕美君） 議案第29号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） ただいま上程をいただきました議案第29号につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、5月25日をもって任期満了となります副町長の選任ついてでございます。

住所は、川上郡標茶町常盤1丁目12番地。

氏名は、及川直彦氏。昭和22年9月28日生でございます。

ご配付申し上げました、経歴書の説明は省略させていただきますが、ご案内のように平成15年5月より助役として、また、本年4月からは副町長として、その職責を果してまいっております。行政経験も豊かであり、識見高く、政策の立案、実践の能力ともに優れ、判断力・指導力も十分であり、副町長として最適任との判断にいたしましたので、是非、再任を願うべく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議いただき、ご同意を賜りたく、お願いを申し上げ、議案第29号の説明といたします。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑ないものと求めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(「賛成者」起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午後1時26分

(副町長・及川直彦君着席。)

(休憩中、会議規則運用細則19項の規定により、副町長・及川直彦君、再任挨拶)

再開 午後1時29分

◎日程の追加の議決

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま末柄君外6名から急施事件として議員提案第3号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議員提案第3号

○議長(鈴木裕美君) 議員提案第3号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

9番・末柄君。

○9番(末柄 薫君) (登壇) 議員提案第3号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、その提案趣旨並びに内容を説明いたします。

議会広報「しべちや議会だより」は、平成4年5月に創刊して以来、発行号数63号を数え、議会の情報公開に大きな役割を果たしてきました。

本町議会は、平成12年6月に議会単独で情報公開条例を制定し、「開かれた議会」を目指しております。住民に議会の仕組みやその活動の内容を積極的に知らせることがますます重要となってきたことから、議会広報を発行するために、標茶町議会広報調査特別委員会の設置を提案いたします。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第3号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について。

本議会は、地方自治法第110条及び標茶町委員会条例第5条の規定により、議会広報発行に関する事項調査のため「標茶町議会広報調査特別委員会」を設置する。

1、設置の期間 本案議決の日から調査事項終了の日まで。

2、構成及び調査の方法 5名をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とする。

以上で、標茶町議会広報調査特別委員会設置について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第3号は原案可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました標茶町議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、4番・伊藤君、7番・林君、11番・深見君、13番・川村君、14番・小林君の以上5名を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名を標茶町議会広報調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本調査特別委員会は、調査が終了するまで閉会中の継続調査といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、調査が終了するまで閉会中の継続調査と決定いたしました。休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時45分

◎諸般報告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に標茶町議会広報調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

標茶町議会広報調査特別委員会委員長に深見君、副委員長に林君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、平成19年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（午後 1時46分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 1 番 田 中 進

署名議員 2 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 3 番 越 善 徹